

第8次三重県医療計画について

第8次三重県医療計画の検討スケジュール（案）

【現行医療計画】

- 第7次三重県医療計画の計画期間は令和6（2024）年3月31日まで

【第8次三重県医療計画の計画期間】

- 令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間
（令和8（2026）年度中に必要な中間見直しを実施）

【第8次三重県医療計画策定に向けたスケジュール（案）】

- 次期計画の策定に当たっては、令和5（2023）年3月末までに国から医療計画策定指針等の通知がされる予定
ただし、新興感染症対応に関する部分は、国での議論が続いていることから、令和5年度に通知される見込み
- 各通知等に基づいて、本審議会を含め各関係部会等で検討を行い、令和6（2024）年3月を目途に取りまとめる

	令和4年度		令和5年度												
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療審議会	↔ 第2回会議					↔ 第1回会議 (方向性の検討等)					↔ 第2回会議 (中間案)			↔ 第3回会議 (最終案)	
関係部会 協議会等						↔ 第1回会議			↔ 第2回会議				↔ 第3回会議		
					※ 部会等によって開催時期・回数の変動あり										
意見聴取											↔ パブリックコメント、市町、 保険者協議会等への意見聴取				

第8次三重県医療計画の主な検討体制（案）

三重県医療審議会で計画全体についての検討を行うとともに、5疾病・6事業及び在宅医療等に関しては、より専門的な見地から以下の関係部会等において検討を進める

第7次計画 中間見直し（令和2年度）

5 疾 病	がん	がん対策推進協議会
	脳卒中	脳卒中医療福祉連携懇話会
	心筋梗塞等の心血管疾患	心筋梗塞等対策懇話会
	糖尿病	糖尿病対策懇話会
	精神疾患	精神保健福祉審議会

5 事 業	救急医療	医療審議会 救急医療部会
	災害医療	医療審議会 災害医療対策部会
	へき地医療	地域医療対策協議会
	周産期医療	医療審議会 周産期医療部会
	小児救急を含む小児医療	小児医療懇話会

在宅医療	在宅医療推進懇話会
------	-----------

感 染 症	新型コロナウイルス感染症対策協議会
	公衆衛生審議会感染症部会

その他計画策定（令和元年度）

そ の 他	医師確保計画	地域医療対策協議会
	外来医療計画	外来医療計画策定検討会議

第8次計画策定（令和5年度）

5 疾 病	がん	がん対策推進協議会 がん対策戦略プラン検討部会
	脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患	循環器病対策推進協議会
		脳血管疾患対策部会
		心疾患対策部会
	社会連携・リハビリ部会	
糖尿病	糖尿病対策懇話会	
精神疾患	精神保健福祉審議会	

6 事 業	救急医療	医療審議会 救急医療部会
	災害医療	医療審議会 災害医療対策部会
	へき地医療	地域医療対策協議会
	周産期医療	医療審議会 周産期医療部会
	小児救急を含む小児医療	医療審議会 小児医療部会
	新興感染症発生・まん延時における医療	(未定) 連携協議会（案）

在宅医療	在宅医療推進懇話会
------	-----------

そ の 他	医師確保計画	地域医療対策協議会
	外来医療計画	外来医療計画策定検討会議

※医療法改正等を踏まえ、令和5年度より「小児医療（小児救急を含む）」および「医師の働き方改革」について、新たに関係部会を設置

現 行

医療審議会（本会）

- 医療計画の策定に関すること
- 医療計画の変更に関すること
- 病床再編支援事業の承認に関すること
- 地域医療支援病院の承認・取消に関すること
- 地域医療連携推進法人の認定・取消に関すること
- その他医療提供体制の確保に関する重要事項

救急医療部会

災害医療対策部会

周産期医療部会

健やか親子推進部会

医療法人部会

- 医療法人の設立、解散、合併、分割に関すること
- 医療法人の法令等の違反に対する措置に関すること
- 医療法人の設立認可の取り消しに関すること
- 医師又は歯科医師でない者の理事長選出認可に関すること
- 社会医療法人の認定・取消に関すること 等

病床整備等検討部会

- 特定の診療所に係る特例の適用に関すること
- 特定の病床等に係る特例の適用に関すること
- 病院の開設等に関する勧告に関すること
- 医療計画の変更（基準病床数）に関すること 等

令和5年度～

医療審議会（本会）

- 医療計画の策定に関すること
- 医療計画の変更に関すること
- その他医療提供体制の確保に関する重要事項

救急医療部会

災害医療対策部会

周産期医療部会

（新）小児医療部会 （旧）小児医療懇話会

- 小児医療体制の整備に関すること

健やか親子推進部会

医療法人部会

- 医療法人の設立、解散、合併、分割に関すること
- 医療法人の法令等の違反に対する措置に関すること
- 医療法人の設立認可の取り消しに関すること
- 医師又は歯科医師でない者の理事長選出認可に関すること
- 社会医療法人の認定・取消に関すること
- 地域医療連携推進法人の認定・取消に関すること 等

病床整備・地域連携部会

- 特定の診療所に係る特例の適用に関すること
- 特定の病床等に係る特例の適用に関すること
- 病床再編支援事業の承認に関すること
- 地域医療支援病院の承認・取消に関すること 等

（新）医師の働き方改革部会

- 特定労務管理対象機関の指定・取消に関すること 等

（参考）医療計画と関係計画との一体的な策定

現
行

○都道府県策定の医療計画には、**がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患**等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない

○別途、個別疾患に係る計画として、**都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画**を策定しなければならない

※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する

○他にも、様々な医療関係計画が存在する



支障

- 内容が重複**する計画を複数策定することで、
 - ・都道府県において、計画策定に係る**事務負担が大きい**
 - ・住民にとっても、地域の行政が**どういった計画に基づいて行われているかわかりにくい**



都道府県に通知

見
直
し
後

○医療関係計画を**一体的に策定できる**ことを明確化

○併せて、**策定手続を合理化**できることを明確化

効果

- 地方公共団体の**計画策定に係る負担が軽減**され、**計画に基づく施策の実施に集中**できる
- バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって**分かりやすさ**が向上し、**理解が深まる**

